ア　〔指導項目〕の(1)については，技術の進展に対応した建築物の構法，建築物の構造の種類，歴史的な発達過程及び特徴を扱うこと。
イ　〔指導項目〕の(2)については，建築材料の種類，特徴，規格及び性能を扱うこと。
ウ　〔指導項目〕の(3)から(5)までについては，それぞれの構造に関する各部の名称，構成及び機能を扱うこと。
エ　〔指導項目〕の(6)については，合成構造の種類，構成及び機能の概要を扱うこと。
オ　〔指導項目〕の(7)については，耐震技術及び耐震補強を扱うこと。

第30　建築計画

1　目　標

工業の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，建築物の計画に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 建築物の計画について住空間の快適性やエネルギーを踏まえて理解するとともに，関連する技術を身に付けるようにする。
(2) 建築物の計画に関する課題を発見し，技術者として科学的な根拠に基づき工業技術の進展に対応し解決する力を養う。
(3) 安全で快適な建築物を計画する力の向上を目指して自ら学び，建築の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2　内　容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 建築計画の概要
(2) 建築の歴史
ア　日本の建築
イ　西洋の建築
ウ　近代の建築
エ　現代の建築
(3) 建築と住環境
ア　気候
イ　熱
ウ　通風と換気

エ　光
オ　音
カ　色彩
(4) 建築の設備
ア　給排水や衛生に関わる設備
イ　空気調和や換気に関わる設備
ウ　電気や通信に関わる設備
エ　防災や搬送に関わる設備
オ　省エネルギー技術
(5) 建築物の企画や計画
ア　独立住宅
イ　集合住宅
ウ　各種建築物
エ　バリアフリーとユニバーサルデザイン
(6) 都市の計画
ア　都市計画の概要
イ　都市計画と地域計画

3　内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には，次の事項に配慮するものとする。
ア　地域の実態を踏まえ，建築物の見学，メディア教材の活用，身の回りの環境に関する調査及び実測などを通して，具体的に理解できるよう工夫して指導すること。
イ　建築物の計画に関わる課題について，建築に携わる技術者に求められる倫理観を踏まえ考察するよう工夫して指導すること。
(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。
ア　〔指導項目〕の(1)については，建築計画の意義と過程，建築計画の要素を扱うこと。
イ　〔指導項目〕の(2)については，建築の歴史的な変遷や建築様式の特徴を扱うこと。
ウ　〔指導項目〕の(3)については，それぞれの項目と建築物との関係及び自然条件が建築物に与える影響を扱うこと。
エ　〔指導項目〕の(4)のアからエまでについては，技術の進展に対応した設備についても扱うこと。アからウまでについては，設備の種類，構成及び特徴を扱うこと。エについては，災害の予防や人命の保護に関する設備を扱うこと。オについては，環境への配慮や省エネルギーの必要